

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主・投資家のみならず社員や取引先等全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松村 幸治	330,900	30.28
NMC株式会社	210,000	19.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,500	5.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	61,200	5.60
MSIP CLIENT SECURITIES	33,500	3.06
日本証券金融株式会社	32,700	2.99
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	27,700	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,400	1.86
株式会社SBI証券	12,400	1.13
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	10,500	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村田 斉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 斉		村田斉氏が代表取締役を務める株式会社SEプラスとの間で、技術翻訳派遣に係る紹介手数料を支払っておりました。	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため、社外取締役といたしました。当社と村田斉氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査業務の品質及び効率を高めるために、監査法人及び内部監査室と相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 冬海	他の会社の出身者													
尾関 真一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 冬海			企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。当社と小林冬海氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
尾関 真一郎			企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。当社と尾関真一郎氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年3月に、業績向上に対するモチベーションの向上及び優秀な人材の確保を目的にストックオプションとして、当社の役職員に対して新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役へのサポートは、管理部にて行っております。また、常勤の社内監査役と社外監査役との間で適宜情報の交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令・定款・取締役会規則に基づき重要事項を決議及び報告し、取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

2. 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催しております。取締役、監査役及び各部門長の他、代表取締役が必要に応じて指名する管理職が参加し、取締役会付議事項及びコンプライアンス、リスク管理に関して経営上重要な影響を及ぼすおそれのある事項の協議、各部門からの業務執行状況及び月次業績の報告と審議が行われております。また、重要事項の指示・伝達等により認識の統一を図る会議体として機能しております。

3. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名は常勤監査役であります。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は取締役会、経営会議その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べ、意思決定プロセスや取締役の業務執行の状況について確認ができる運営体制となっております。

監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、原則として月1回定例で監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会も開催しております。また、内部監査室、及び会計監査人と随時会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

4. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。なお、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

5. 内部監査

当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は内部監査結果を受け、被監査部門に内部監査結果及び改善事項を通知し、改善報告を提出させることにしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しているほか、内部監査室による業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が図られていると考えております。

また、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任することにより、客観的かつ中立的な経営監視機能を有効に機能させております。意思決定の透明性・健全性の向上及び経営環境の変化に対応したガバナンス機能が期待されることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の通知については、早期発送するよう留意いたします。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の 有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	積極的な開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室及び管理部が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、取引先、株主、社員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが重要であると認識しております。当社では、ホームページ及び会社説明会等を通じて会社情報を提供してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の基本方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は「取締役会規則」等その職務を規律する社内規則に基づいて職務を執行する。取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規則」等の社内規則に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

当社は、専門部署によるシステム管理およびジョブ管理、帳票システムの一元管理により、ジョブに係るモニタリングを常に行い、損失の危険を管理し、損害の拡大を未然に防止し、または損害を最小限に抑える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき機動的に取締役会を開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

() 使用人は「就業規則」「品質マニュアル」等の社内規則に基づいて職務を執行する。

() 当社におけるコンプライアンスの推進については、管理部がコンプライアンス体制の整備および維持を図るとともに、日常的なモニタリングを行う。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

() 取締役は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。監査役は、必要に応じて、取締役および使用人に対して随時報告を求めることができる。

() 監査役は、監査役会等を通して定期的に他の監査役と意見交換をすることによって緊密な連携を図る。

() 監査役は、取締役会やその他必要と認める会議等に出席し、当社に係る重要な事項についての報告および情報提供を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力対応規則」を定め、全役職員が本規則を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。反社会的勢力対応の主管部門は、管理部と定めており、所管警察署などの外部専門機関との連携を図れるよう体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



